



つどえ～る！

水戸市が7月1日から景観行政団体になりました！



CONTENTS

< TOPIC > 7月1日から景観行政団体になりました(水戸市)	2-3
< 特集 > 「市町村屋外広告物条例の規制基準検討ハンドブック」 のご紹介	4-5
< 市町村探訪 > ・ 活性化の主役は”人” 人の集まる元気な街は、店の魅力づくりから (常陸太田市)	6-7
・ まちづくりフォーラム in 行方(行方市)	8-9
< お知らせコーナー > ・ 都市計画法の一部改正について	10-11
< まちづくりセンター紹介 > ・ まちづくり人材バンクの紹介 ・ まちづくりライブラリーの紹介	12-13
< 研修レポート > < 編集手帖 > 平成18年度戦略的政策型研修 「地域経済の活性化～中心市街地の活性化」を受講して	14
< まちづくり月間レポート > ・ 平成18年度まちづくり月間 ～国土交通大臣表彰受賞者の紹介～	15-16

水戸市では、景観法に基づく景観行政団体になることについて茨城県知事と協議を行いその同意が得られたため、平成18年7月1日付けで、県内市町村では、つくば市、守谷市に次ぐ第3番目の「景観行政団体」となりました。
(写真:水戸市偕楽園公園)

Vol. 21
平成18年7月31日

茨城県都市計画協会 <事務局>

茨城県土木部都市局都市計画課

水戸市笠原町978-6

TEL 029(301)4583

FAX 029(301)4599

E-mail:toshikei-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp